

令和7年4月1日より、入院時食事療養費の自己負担額が変更となります。

厚生労働省の健康保険法等の規定に基づき、患者様の入院中の食事自己負担金額が下記の通り変更となります。

※全医療機関共通の金額となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

所得区分		令和7年3月31まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	1食につき510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円
	低所得Ⅱ・長期該当*	1食につき180円	1食につき190円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	1食につき110円
区分ア・イ・ウ・エ	指定難病・小児慢性特定疾病患者の方	1食につき280円	1食につき300円

*長期該当とは過去12ヶ月以内の入院日数が90日をこえること指します。長期該当の認定を受けると、1食あたりの負担額が減額されます。